

●香川県監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成29年1月6日

香川県監査委員 三 谷 和 夫
同 大 西 均
同 香 川 芳 文
同 高 城 宗 幸

1 監査対象部局 危機管理総局

2 監査対象年度 平成27年度

3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	ア 旅費の支給について 県内旅費の支給について、誤払いがあつたので、返納させる必要がある。また、自家用車を使用した出張に旅費を支給していないものがあつたので、旅費を支給する必要がある。 (危機管理課)	ア 旅費の支給について 県内旅費の誤払い分については、返納させた。また、支給していなかつた旅費については、支給した。今後は、誤りのないよう、複数人で確認を行う。